

委員意見

○配慮書（9）ページ

(5) 環境保全上留意が必要な場所の確認

事業実施想定区域（案）及びその周囲における、環境保全上留意が必要な場所の分布状況は第 2.2-7 図のとおりであり、学校、医療機関、福祉施設及び住宅等が分布する。

これを踏まえ、学校、医療機関、福祉施設及び住宅等から 500m の範囲*について、環境配慮のため風力発電機の設置予定範囲から除外することとした。

※「風力発電施設に係る環境影響評価の基本的考え方に関する検討会報告書（資料編）」（環境省総合環境政策局、平成 23 年）によると、風力発電機から約 400m までの距離にある民家において苦情等が多く発生している調査結果が報告されていることから、概ね 400m 未満になると影響が懸念される。この状況を踏まえ、本事業では 500m を超える離隔を確保することとした。

- 「風力発電施設に係る環境影響評価の基本的考え方に関する検討会報告書（資料編）」では、確かに風力発電設備から「300m 以上 400m 未満」の距離で最も苦情等の件数が多い（8件）と記載しているが、「500m 以上 600m 未満」（4件）、「700m 以上 800m 未満」（4件）とのことであり、データを見る限り、離隔距離を 500m と判断していること自体に疑問がある。
- また、今回使用するとした 4,500kW の風力発電施設については、音響パワーレベルが示されていないが、この値は騒音被害予測に不可欠である。そこで、「風力発電施設から発生する騒音等への対応について」（平成 28 年 11 月 風力発電施設から発生する騒音等の評価手法に関する検討会（環境省））の図 1 2 から線形回帰により推測した。この結果、音響パワーレベルは約 113 dB 程度となり、2000kW 機の音響パワーレベルを 105 dB 程度（中央値）とすると約 8 dB 増加することとなる。この分の距離減衰を加えるべきで、単純に計算すると、2000kW 機の約 2.5 倍の離隔距離を要することとなる。
- これらを考慮すれば、離隔距離については再考の必要があり、配慮書記載の風力発電機の設置予定範囲の見直しが必要ではないか。
- なお、今後、具体的な設置場所を検討するにあたっては、設置予定の風力発電施設のパワーレベルを明らかにした上で、周辺の状況も十分考慮すべきと考える。

風力発電施設から発生する騒音について P.33

線形回帰 (可作業)

約 113.5 dB

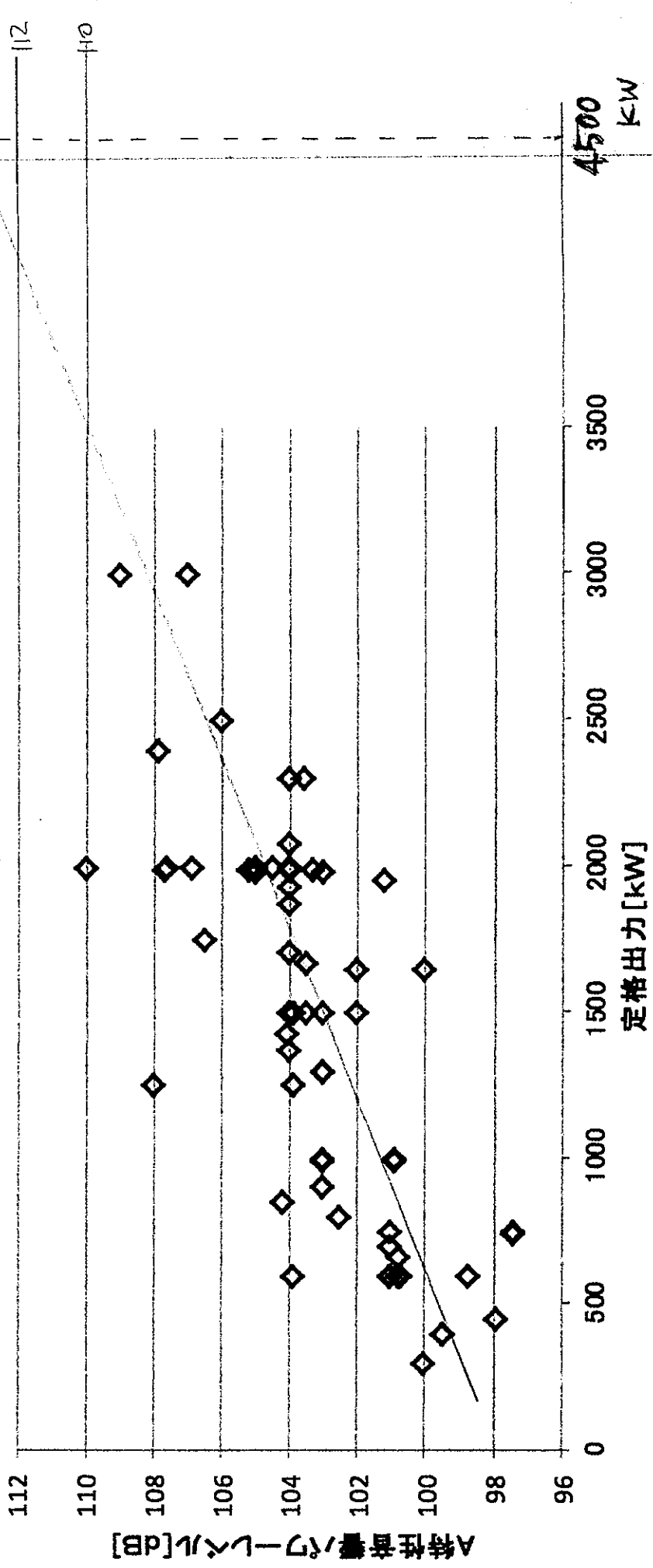


図 12 定格出力とA特性音響パワーレベルの関係

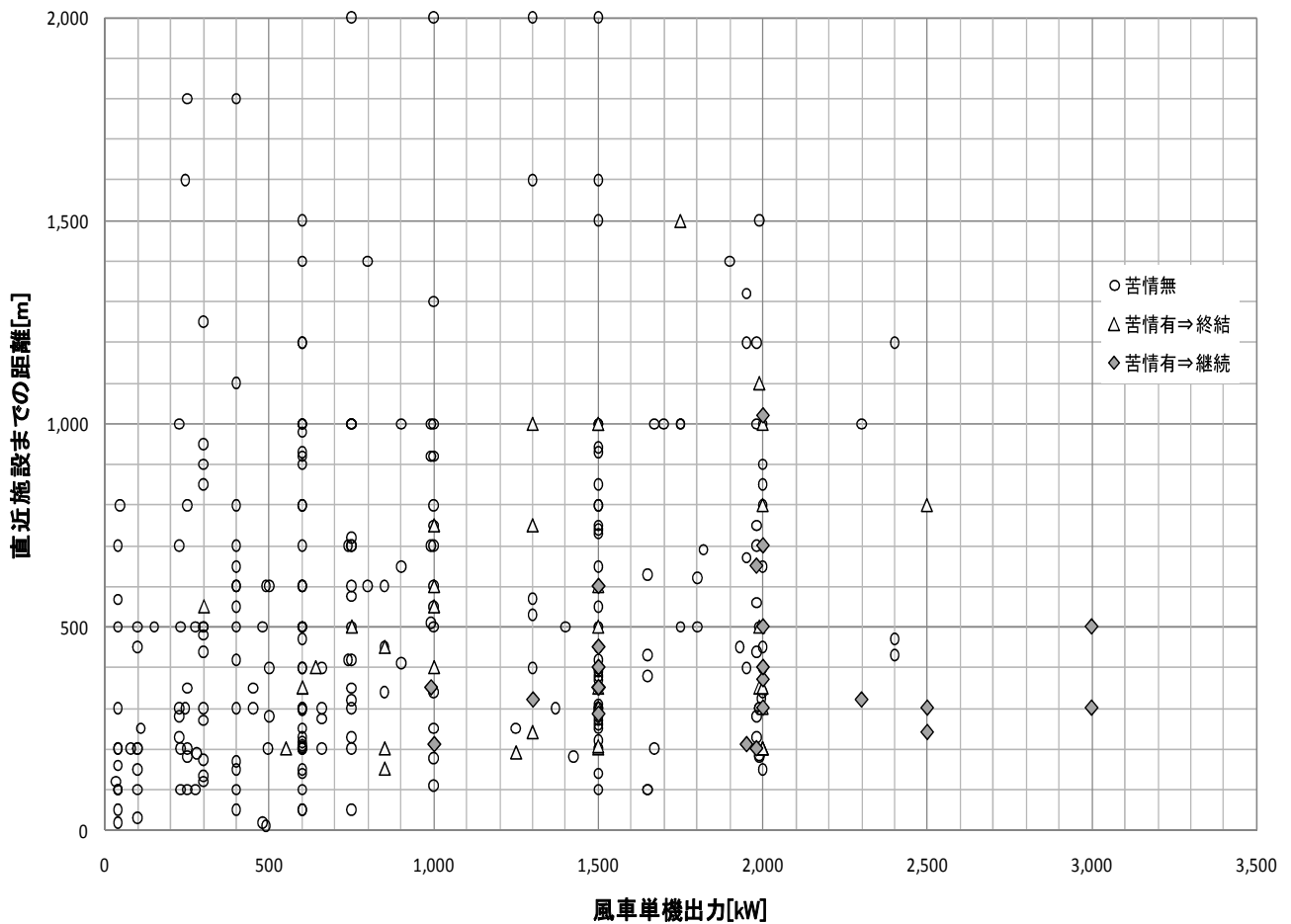


図 7-5 風車単機出力と直近の住居等までの距離

【苦情者宅までの距離】

苦情等が継続している 25 か所において、苦情等を寄せている者のうち、風力発電設備から最も近い住宅までの距離は「300m 以上 400m 未満」が 8 か所と最も多く、次いで「200m 以上 300m 未満」、「500m 以上 600m 未満」、「700m 以上 800m 未満」がそれぞれ 4 か所となっている。

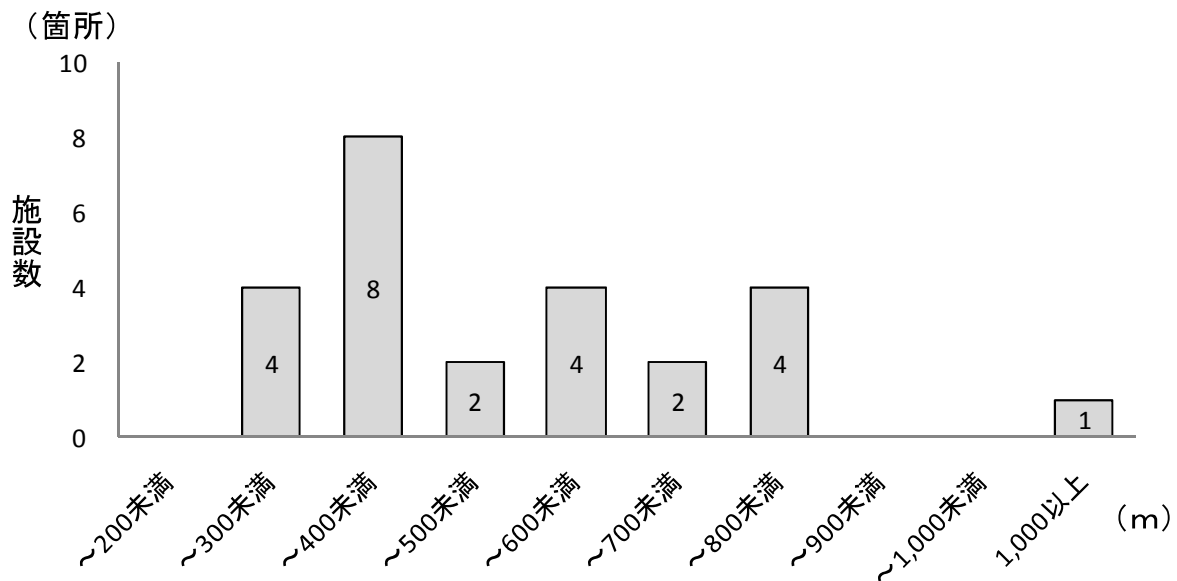


図 7-6 最も近い苦情者宅までの風力発電設備からの距離

【苦情等が生じる季節】

騒音・低周波音に関する苦情等が生じる季節については、特になし・不明が 21 か所(33%)と最も多く、年中が 16 か所(25%)、冬が 13 か所(20%)、夏が 7 か所(11%)、春が 3 か所(5%)となっている。

②苦情が終結した事業における対策の状況

なお、アンケート調査結果の公表後に、苦情が終結した事業において講じた対策を風力発電事業者を確認したところ、苦情が終結した 39 か所では、苦情者宅における騒音対策（二重サッシ等）、故障個所の改善、運転方法の見直し等が行われていた。

③騒音・低周波音の測定結果

環境省水・大気環境局大気生活環境室では、風力発電所に関して低周波音の苦情が寄せられていることから、愛知県豊橋市・田原市、愛媛県伊方町において騒音・低周波音の実態把握のための調査を行い、その結果を平成 22 年 3 月 29 日に公表した¹⁹⁾。測定結果は以下のとおり。

19) 出典：環境省報道発表資料「風力発電施設から発生する騒音・低周波音の調査結果(平成 21 年度)について」(平成 22 年 3 月)